

# 海区便り

V o l . 6 5

## はじめに

◎第308回(第20期第17回)隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、吉田、前田、濱田、亀谷、升谷、安部委員

欠席委員：矢田、田中、長府委員

開催日時：平成28年3月18日(金) 14:10~15:00

開催場所：隠岐郡隠岐の島町港町 JFしまね西郷支所3階会議室

## 議題

### 1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について(諮問)

国の基本計画変更に合わせて、島根県の計画も変更するために、知事から隠岐海区漁業調整委員会へ諮問されました。以下、変更された内容です。

- 平成28年漁期のするめいかの知事管理漁業への配分量は「若干」でした。

【知事管理量の設定】

平成27年漁期 (単位：トン)		
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成27年1月から12月まで	46,000
まいわし	平成27年1月から12月まで	57,000
まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	29,000
するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干
ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月まで	若干

平成28年漁期 (単位：トン)		
第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
まあじ	平成28年1月から12月まで	43,000
まいわし	平成28年1月から12月まで	66,000
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	※1
するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	若干
ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月まで	※1

※1 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

《審議の結果》この諮問について、原案のとおりで異議なしの答申をすることとなりました。

### 2. 沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の操業について(協議)

隠岐海区漁業調整委員会指示第25-1号(沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の操業について)の有効期間が平成28年4月31日で満了を迎えるため、本委員会指示の更新及び改正について協議が行われました。

【改正内容】(下線：追記、取り消し線：削除)

○電気設備等の使用制限について
(1) 1隻につき集魚灯に使用できる電球の数は、6個を越えてはならない。 <u>ただし、2隻以上の船舶を連結して操業する場合は、連結した船舶を1隻と見なす。</u>
(2) 電球1個あたりの消費電力の最高限度は、3キロワットとする。
<del>(3) 2隻以上の船舶を連結して操業してはならない。</del>

※文言は変わる可能性があります。

- 漁業者からの意見を基に操業実態に即した内容に改正を行いました。

○操業禁止海域について

- (1) 島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域
- (2) 次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(前号に掲げる海域を除く。)
  - ア 島根県隠岐郡西ノ島町冠島西端と同郡西ノ島町冠島西端から真方位220度の線と同郡西ノ島町西ノ島と接する点とを結んだ線
  - イ 島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同郡海士町野田崎東端とを結んだ線
  - ウ 島根県隠岐郡海士町知々井崎東端と同郡知夫村竹島東端とを結んだ線
  - エ 島根県隠岐郡知夫村竹島西端と同郡知夫村知夫里島東端とを結んだ線
  - オ 島根県隠岐郡知夫村帯ヶ崎西端と同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線

- この改正は、操業禁止海域を拡大または縮小するものではありません。
- これまで、「西ノ島-冠島」、「知夫里島-竹島」の間を結ぶラインが記載されていなかったため、島前湾内の操業禁止区域に切れ目がある状態でした。これを埋めるため「ア」と「イ」を追記しました。

《協議の結果》案のとおり更新及び改正することとなりました。

### 3. つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について(協議)

隠岐海区漁業調整委員会指示第25-2号(つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について)の有効期間が平成28年5月31日で満了を迎えるため、この委員会指示の更新について協議が行われました。

※制限の内容はこれまでと変更はありません。

《協議の結果》更新することとなりました。

### 4. 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について(報告)

- 本委員会指示の有効期間が平成28年4月31日に満了を迎えるため、日本海・九州西広域漁業調整委員会より更新案が示されました。
- 本委員会指示は、九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理に関するもので、トラフグ延縄漁船の操業期間等を制限する内容となっています。
- 海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに操業期間の制限が設定されていますが、この海域の一部に島根県が含まれています。
- トラフグ延縄の操業を行うには、日本海・九州西広域漁業調整委員会から承認を受ける必要がありますが、現在、島根県で承認を受けている漁船はありません。(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、広島県の漁船が承認を受けています)

#### 連絡先

隠岐支庁水産局内  
 隠岐海区漁業調整委員会事務局  
 Tel: 08512-2-9669  
 Fax: 08512-2-9674